

令和6年
(2024年)

4月1日
スタート

南丹市

パートナーシップ宣誓制度



南丹市では、『南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例』(令和4年1月施行)の理念に基づき、誰もがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合い、ひとりひとりが尊厳を持って自分らしく生きていける共生社会を目指す取組を進めています。

その一環として、多様な性的指向・性自認に対する理解が未だ十分に進んでいない中で、生きづらさを感じているLGBTQ+と表現される性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への支援としてこの制度を導入し、併せて性的指向及び性自認を理由とした生きづらさや差別・偏見の解消、地域における理解の促進につなげ、全ての人々が性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず住みやすく暮らしやすい社会を実現することを目的として「南丹市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

「パートナーシップ宣誓制度」とはどんな制度？

パートナーシップ宣誓制度は、戸籍上同性であることなどを理由に入籍することができない2人が、市に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓する制度です。市はその思いを受け止めて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

この制度に法的拘束力はありませんが、広く制度の趣旨をご理解いただき、多様な性的指向・性自認に対する理解が進むことで、将来的に婚姻と同等のサービスを受けられるようになることが期待されます。南丹市ではこの宣誓制度を、令和6年4月1日から本格運用いたします。

「宣誓」するには？

- ① 宣誓日の予約
- ② 必要書類を持参の上、お二人揃って市職員立会いのもとで「宣誓書」に署名
- ③ 市から「宣誓書受領証(カード)」を交付

宣誓の要件や必要書類などの詳細は市ホームページをご確認ください。



=予約・相談・問い合わせ先=

南丹市 市民部 人権政策課

TEL:0771-68-0015

FAX:0771-63-2850

MAIL:jinken@city.nantan.lg.jp



「セクシュアル・マイノリティ」とは？

セクシュアル・マイノリティとは、同性が好き人や、自分の性に違和感を覚える人など、セクシュアリティ(性のありかた)において少数派とされる人々のことをいいます。

「LGBTQ+」は、セクシュアリティの総称で、L：レズビアン(女性の同性愛者)、G：ゲイ(男性の同性愛者)、B：バイセクシュアル(両性愛者)、T：トランスジェンダー(からだの性と心の性が一致しない人)、Q、クエスチョニング(自分自身の性が分からない、決められない人)の頭文字と+：プラスアルファ(その他たくさんの性のあり方があること)を組合せたものです。

セクシュアル・マイノリティの人たちの中には、生活の様々な場面で困難に直面したり、ありのままの自分を表現したりすることが難しい現状があります。